書面の交付を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）についての意見・情報の募集について

令和４年 10 月１日
農林水産省大臣官房文書課

この度、「書面の交付を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

１　意見公募の趣旨・目的・背景

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和２年７月17日閣議決定）において、「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」こととされました。

これを踏まえ、今般、農林水産省が所管する省令において、書面の交付を求めている手続等について、電磁的方法による提供も可能とする等の所要の改正を行います。

つきましては、書面の交付を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）について、意見・情報を募集いたします。

２　意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

（１）e-Gov（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

（２）農林水産省大臣官房文書課において配布

３　意見・情報の提出方法

（１）e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

（２）郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100－8950　東京都千代田区霞が関１－２－１

農林水産省大臣官房文書課担当

4　意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見・情報の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見・情報提出時にその旨をお書き添えください。

5　意見・情報受付期間

令和４年 10 月１日～令和４年 10 月 30 日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6　公示資料

書面の交付を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）の（概要）